

防装庁（事）第70号
令和4年3月22日
一部改正 防装庁第163号
令和4年3月29日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に対する実施要領
について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に対する実施要領

対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に対する実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に関し必要な事項を定めるものである。

(対応する照会の範囲)

第2 防衛装備庁装備政策部装備政策課長（以下「装備政策課長」という。）は、次の各号に掲げる事項に係る照会を外部から受けた場合は、第3に定める実施要領に基づき対応するものとする。

- (1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に規定する対内直接投資等に係る審査に関すること。
- (2) 外国為替及び外国貿易法に規定する輸出の許可等及び役務取引等の許可に関すること（国際輸出管理レジーム及び防衛装備移転三原則に係る調整を除く。）。

(実施要領)

第3 実施要領は、次のとおりとする。

- (1) 装備政策課長は、外部から第2各号に掲げる照会を受けた場合、当該照会の内容に関係を有する課等（課又はこれに準ずるものをいう。）の長（以下「関係課長等」という。）に対して、照会するものとする。
- (2) 前号の照会を受けた関係課長等は、速やかにこれに対応し、回答するものとする。
- (3) 装備政策課長は、関係課長等からの回答を総括し、関係課長等と必要な調整を行った上で、外部の照会元に回答するものとする。
- (4) 装備政策課長は、必要があると認めるときは、関係課長等に対し、追加の調査、資料の提出等を求めることができるものとする。
- (5) 前号の求めを受けた関係課長等は、速やかにこれに対応し、協力するものとする。

(装備政策課長以外の者が外部から照会を受けた場合の措置)

第4 外部から直接照会を受けた装備政策課長以外の者（以下「連絡者」という。）は、当該照会の内容が第2各号に該当すると判断した場合には、当該照会に対して回答せず、直ちにその内容を防衛装備庁装備政策部装備政策課装備情報統括室（以下「装備情報統括室」という。）を通じて装備政策課長に連絡するものとする。

- 2 装備政策課長は、前項の連絡を受けた場合において、その内容が第2各号に掲げる照会に該当すると判断したときは、第3に定める実施要領により、外部の照会元に回答し、該当しないと判断したときは、その旨を連絡者に連絡するものとする。

(情報提供)

第5 機微技術国外流出等に関し懸念すべき情報に接した者は、その内容の如何にかかわらず、直ちにその内容を装備情報統括室に連絡するものとする。

- 2 装備情報統括室は、前項の連絡を受けた場合には、その内容の真偽の確認その他の必要な措置をとるものとする。

(装備情報統括室の業務)

第6 第3の事務の実施に資するため、装備情報統括室は、機微技術国外流出等防止の観点から、防衛省が保有する防衛省と契約実績のある企業名等の関連情報を収集整理するものとする。

(委任規定)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、装備政策課長が定めるものとする。